

# 訪問介護・介護予防訪問介護・日常生活支援総合事業

## 訪問介護重要事項説明書【契約書別紙】

〈 令和6年10月1日現在 〉

### 1 事業の目的

社会福祉法人すこやか福祉会が開設するすこやかホームヘルプセンター（以下「事業所」という）が行なう訪問介護・介護予防訪問介護・日常生活支援総合事業の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対して、適正な事業サービスを提供することを目的とする。

### 2 運営の方針

- (1) 事業所の訪問介護員等は、利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、又その方の生活の目標を踏まえ、自立した日常生活を営むことができるように入浴、排泄、食事の援助、その他生活全般にわたる援助を行なう。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緻密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

### 3 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 552-5552 （8時30分より17時まで）  
担当 紺野陽子

※ ご不明な点は、何でもお気軽にお尋ねください

### 4 すこやかホームヘルプセンターの概要

#### (1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	すこやかホームヘルプセンター
所在地	福島県福島市松木町14-2 エリートイン松木1F
介護保険指定番号	0770101186
サービスを提供する地域	福島市、伊達市（旧伊達町）

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください

#### (2) 事業所の職員体制

職種	人数	職務内容
管理者	1名	事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う
サービス提供責任者	3名以上	事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行い、自らも訪問介護を行う

訪問介護員	8名以上	指定訪問介護の提供を行う
-------	------	--------------

### (3) サービスの提供時間

通常時間帯	早 朝	夜 間	深 夜
8:00 ～ 18:00	6:00 ～ 8:00	18:00 ～ 22:00	22:00 ～ 6:00

※ 平日・土曜日・日曜日・祝日 24時間体制

※ 時間帯により料金が異なります。

※ 年末年始の休業 12月31日～1月3日は休業します。

## 5 サービス内容

### (1) 提供するサービス内容（訪問介護計画書により行います）

#### <身体介護>

食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭・体位変換・衣服着脱介助・通院介助・その他

#### <生活援助>

買物・調理・掃除・洗濯・薬の受取・その他

### (2) 提供できないサービス内容

◎ 医療行為を行うことはできません。

◎ 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借は行いません。

◎ 利用者のための家事、介護を行う業務なので、庭の草刈や他の家族の食事の用意などを行うことはできません。(別紙参照)

### (3) その他

訪問介護員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合は、いつでも提示をお求めください。

※ サービスの提供は、訪問介護計画書に基づいて行います。

## 6 利用料金

### (1) 利用料

利用料は利用者の負担割合に応じた金額をお支払いただきます。詳細は別紙の料金表によります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

### (2) 交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

### (3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。(連絡先 電話: 552-5552)

ご利用の前日17時までにご連絡がなかった場合、キャンセル料 1,000円を頂きます。

(4) 料金のお支払い方法

毎月、前月分の請求をいたしますので、当月末日までにお支払いください。

お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払い方法は、銀行・郵便局の口座引落しです。

(5) その他

利用者宅で、サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費用は、利用者のご負担になります。

7 当事業所の特徴

サービス利用のために

事 項		備 考
ホームヘルパーの変更の可否	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	変更を希望される方はお申し出ください
男性のヘルパーの有無	<input type="radio"/> 有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
従業員の研修の実施	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	毎月、内部・随時、部外研修を実施しています。
サービスマニュアルの作成	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	全体および個別の訪問介護計画を作成しています。
その他	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	利用者の満足度をスタッフ間で確認します。

8 虐待防止のための措置

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) (3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- (5) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては関係法令及び厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個

人情報の適切な取り扱いのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いを行います。

## 10 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 11 介護サービス利用にあたっての禁止行為について

事業所・職員に対する以下のような各種行為を禁止します。

- (1) パワーハラスメント(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
- (2) モラルハラスメント(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
- (3) セクシュアルハラスメント(意に添わない性的な言動、好意的態度の要求、必要もなく手や腕、身体をさわる等の性的ないやがらせ行為)
- (4) マタニティハラスメント(妊娠や出産に関する言動で相手を差別や迫害する行為)
- (5) カスタマーハラスメント(利用者、その家族から度を越えた、または悪質なクレームや要求行為)

事業所及び職員が、利用者またはその家族から上記ハラスメント行為を受け、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になった場合、契約を解除させていただくことがあります。

- (6) サービス提供中の職員の写真や動画の撮影、録音等をおこなうこと。また、それらを無断で SNS 等へ掲載すること。

## 12 緊急時および事故発生時の対応方法

- (1) サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。(状況に応じたご家族の協力もお願いいたします。)
- (2) 事故発生時については、(1)による対応の後、速やかに管理者に報告するものとし、管理者は関係部署に報告し指示を仰ぐものとし、管理者は、事故報告書等を整備し、再発防止に努めます。

### 13 第三者評価の実施状況

実施していません

### 14 サービス内容に関する苦情

#### (1) 当事業所ご利用者・苦情窓口

受付担当者	サービス提供責任者	三野 良子	電話	552-5552
解決責任者	管理者	紺野 陽子		

#### (2) 第三者委員

苦情解決における客観性と社会性を確保し、苦情申出人に対する適切な支援を行うため、第三者委員を委嘱しています。

#### (3) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町窓口	福島市介護保険課	525-6587		
	伊達市高齢福祉課	577-3127		
	福島県国民健康保険団体連合会介護保険課	528-0040		

### 15 当事業所の概要

名称	社会福祉法人 すこやか福祉会
代表者	理事長 佐藤 進也
事業	1. 介護老人福祉施設 すこやかの里特別養護老人ホームの設置経営 2. 短期入所施設 すこやかの里ショートステイの設置経営 3. 軽費老人ホーム すこやかの里ケアハウスの設置経営 4. 通所介護事業所 すこやかの里デイサービスセンターの設置経営 5. 認知症対応型通所介護事業所 すこやかの里デイサービスセンター別館ひなたの設置経営 6. 住宅型有料老人ホーム すこやかの里・瀬上の設置経営 7. 小規模多機能型居宅介護事業所 すこやかの里・瀬上の設置経営 8. 居宅介護支援事業所 すこやか指定居宅介護支援事業所の設置経営 9. 地域包括支援センター 北信東地域包括支援センターの設置経営 10. 通所介護事業所 南沢又デイサービスセンターの設置経営 11. 認知症対応型通所介護事業所 ふれあい・瀬上の設置経営 12. 通所介護事業所 すこやか・ラコパの設置経営 13. 認知症対応型通所介護事業所 すこやか・ラコパ別館あかりの設置経営 14. 居宅訪問介護事業所 すこやかホームヘルプセンターの設置経営 15. その他これに付随する業務

16 その他

(1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① ヘルパーに対する贈り物や飲食などのもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ② 通院介助等での車の運転、およびヘルパーの自家用車使用は、事故防止の点からいたしかねますのでご了承ください。

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 すこやか福祉会  
所在地 福島県福島市松木町 14-2 エリートイン松木 1F  
名称 すこやかホームヘルプセンター  
管理者 紺野 陽子 印

説明者 氏名 \_\_\_\_\_

私は契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました

令和 年 月 日

利用者 住所 〒 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代理人 住所 〒 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(続柄 ) \_\_\_\_\_